

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年5月22日（平成30年（行個）諮問第90号）

答申日：平成31年3月4日（平成30年度（行個）答申第194号）

事件名：本人に対する遺族補償年金等の不支給決定に係る調査復命書等の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年特定月日に特定労働基準監督署長が不支給決定を行った、私を申請人とし、被災労働者を特定個人とする①遺族補償年金不支給決定、②葬祭料不支給決定、③労災就学等援護費不支給決定にかかる関係書類一式（請求書、実地調査復命書及び復命書添付資料、決定決議書）。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年1月16日付け静岡労個開（決）第29-267号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 別紙（省略、以下同じ。）実地調査復命書の負荷要因の状況が一部不開示となっている。

ここに記載された内容は、下記イの別紙資料一覧のNo. 26, No. 29に依拠した記載と推測されるところ、下記イのとおりNo. 26, No. 29は法14条各号に該当する情報は含まれていないから、開示しなければならない。

イ 別紙資料一覧の資料No. 26聴取書, No. 27電話照会等記録票, No. 28聴取書, No. 29聴取書, No. 30聴取書が全部不開示となっている。

これらの被聴取者は、被災労働者の勤務先関係者と推測されるところ、この者らの供述に、法14条3号に該当する情報は含まれていないから、開示しなければならない。少なくとも、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

その他、法14条各号に該当する情報も含まれていないから、開示しなければならない。

- ウ 別紙資料一覧の資料No. 34 職務と日常作業の内容の一部、No. 39 早出・点呼時間記録の一部、No. 42 作業日報の一部、No. 43 勤務実績の一部、No. 44 作業従事記録の一部、No. 46 特定会社との打ち合わせ記録の一部が開示となっている。

これらは、被災労働者の勤務先関係者の勤務状況が記載された部分と推測されるところ、これらに法14条3号に該当する情報は含まれていないから、開示しなければならない。少なくとも、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

その他、法14条各号に該当する情報も含まれていないから、開示しなければならない。

- エ 別紙資料一覧の資料No. 48、No. 49が資料の名称も含めて全部不開示となっている。

どのような資料か推測することもできないが、これらに法14条各号に該当する情報は含まれていないから、開示しなければならない。

## (2) 意見書

- ア 別紙実地調査復命書の負荷要因の状況が一部不開示となっている。

ここに記載された内容は、下記イの別紙資料一覧のNo. 26、No. 29に依拠した記載と推測される所、下記イのとおりNo. 26、No. 29は法14条各号に該当する情報は含まれていないから、開示しなければならない。

- イ 別紙資料一覧の資料No. 26 聴取書、No. 27 電話照会等記録票、No. 28 聴取書、No. 29 聴取書、No. 30 聴取書が全部不開示となっている。

これらの被聴取者は、被災労働者の勤務先関係者と推測される所、この者らの供述に、法14条3号に該当する情報は含まれていないから、開示しなければならない。少なくとも、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

その他、法14条各号に該当する情報も含まれていないから、開示しなければならない。

諮問庁は、「聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある」と主張するが、かかるおそれは、被聴取者が特定できる情報（住所・所属・氏名・印影等）を不開示とすれば足り、聴取書全部を非開示とする必要はない。

ウ 別紙資料一覧の資料No. 34職務と日常作業の内容の一部、No. 39早出・点呼時間記録の一部、No. 42作業日報の一部、No. 43勤務実績の一部、No. 44作業従事記録の一部、No. 46特定会社との打ち合わせ記録の一部が不開示となっている。

これらは、被災労働者の勤務先関係者の勤務状況が記載された部分と推測されることから、これらに法14条3号に該当する情報は含まれていないから、開示しなければならない。少なくとも、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

その他、法14条各号に該当する情報も含まれていないから、開示しなければならない。

諮問庁は、「聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある」と主張するが、かかるおそれは、被聴取者が特定できる情報（住所・所属・氏名・印影等）を不開示とすれば足り、それ以外の部分を非開示とする必要はない。

また、諮問庁は、「被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生する」と主張するが、かかる事態発生のおそれは、抽象的なおそれに過ぎず、また、被聴取者が特定できる情報（住所・所属・氏名・印影等）を不開示とすれば足り、それ以外の部分を非開示とする必要はないのは前記と同様である。

エ 別紙資料一覧の資料No. 48、No. 49が資料の名称も含めて全部不開示となっている。

どのような資料か推測することもできないが、これらに法14条各号に該当する情報は含まれていないから、開示しなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成29年11月15日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成29年特定月日に特定労働基準

監督署長が不支給決定を行った，私を申請人とし，被災労働者を特定個人とする①遺族補償年金不支給決定，②葬祭料不支給決定，③労災就学等援護費不支給決定にかかる関係書類一式（請求書，実地調査復命書及び復命書添付資料，決定決議書）。」に係る開示請求を行った。

イ これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人がその一部取消しを求めて，平成30年2月22日付け（同月23日受付）で審査請求を提起したものである。

## （2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，審査請求人が開示を求める部分については，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお，本件審査請求人が開示を求める部分は，文書3，31，32，33，34，35，39，44，47，48，49，51，53及び54であるため，また，文書5についてはこれら開示を求める部分に関連することから当該文書についてのみ判断する。

## （3）理由

### ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，「平成29年特定月日に特定労働基準監督署長が不支給決定を行った，私を申請人とし，被災労働者を特定個人とする①遺族補償年金不支給決定，②葬祭料不支給決定，③労災就学等援護費不支給決定にかかる関係書類一式（請求書，実地調査復命書及び復命書添付資料，決定決議書）。」である。

### イ 不開示情報該当性について

#### （ア）法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号3の①，5，31の①，32の①，33の①，34の①，35の①，39の①，44の①，47の①，47の②，48の①，49の①，51の①，53の①及び54の不開示部分は，審査請求人以外の自署，印影など，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号3の②，31の②，32の②，33の②，34の②，35の②，39の②及び53の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，審査請求人以外の特定個

人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号39の③、44の②、47の②、47の③、48の②、49の②、51の②及び53の③の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、31の②、32の②、33の②、34の②、35の②、39の②及び53の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維

持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成30年5月22日付け厚生労働省発基0522第3号により諮問した平成30年（行個）諮問第90号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書について、以下のとおり修正を行う（下線部分が追加・修正部分）。

### (1) 理由説明書の理由について

ア（略）

イ 不開示情報該当性について

(ア)（略）

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号39の③、44の②、47の②、47の③、48の②、49の②、51の②及び53の③の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した情報のうち、文書番号5、39の②、47の②、53の②及び54の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、31の②、32の②、33の②、34の②及び35の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査

請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記（ア）bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5、39の②、47の②、53の②及び54の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしてい  
ない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記（イ）bで既に述べたところである。

更に、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

| 文書番号 | 対象文書名 | 不開示を維持する部分             | 不開示情報<br>(法14条該当号) |         |           |
|------|-------|------------------------|--------------------|---------|-----------|
|      |       |                        | 2号                 | 3号<br>イ | 7号柱<br>書き |
| 5    | 資料一覧  | ④ 2頁不開示部分、3頁項番49に係る資料名 | ○                  | ○       | ○         |

|        |                           |   |   |   |   |
|--------|---------------------------|---|---|---|---|
| 3<br>9 | 事業場提出資料<br>①（資料No.<br>34） | ② 4頁40行目1文字目ないし<br>26文字目  | ○ | ○ | ○ |
| 4<br>4 | 事業場提出資料<br>②（資料No.<br>39） | ① 1頁代表取締役署名，2頁ないし7頁表中不開示部分（ <u>昼作業の被災労働者から右に8つ目の列及び夜作業の被災労働者から右に7つ目の列を除く。</u> ）<br>②（略） | ○ |   |   |
| 4<br>7 | 事業場提出資料<br>③（資料No.<br>42） | ①（略）<br>② 3頁ないし9頁不開示部分<br>③（略）  | ○ | ○ | ○ |
| 5<br>3 | 事業場提出資料<br>⑦（資料No.<br>48） | ② 1頁2行目，2頁ないし13<br>頁不開示部分   | ○ | ○ | ○ |
| 5<br>4 | 事業場提出資料<br>⑧（資料No.<br>49） | 1頁ないし12頁不開示部分   | ○ | ○ | ○ |

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月7日 審議
- ④ 同月20日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成31年1月18日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年2月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日に特定労働基準監督署長が不支給決定を行った、私を申請人とし、被災労働者を特定個人とする①遺族補償年金不支給決定，②葬祭料不支給決定，③労災就学等援護費不支給決定にかかる関係書類一式（請求書，実地調査復命書及び復命書添付資料，決定決議書）。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、別表の2欄に掲げる文書の不開示部分の開示を求

めていると解される。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

#### ア 通番14について

当該部分のうち、3頁3行目30文字目及び31文字目並びに5頁6行目23文字目及び24文字目は、人数にすぎず、審査請求人以外の個人に関する情報とは認められない。また、同行目27文字目ないし34文字目及び6頁37行目1文字目ないし18文字目は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められるが、原処分で開示されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番16、通番18、通番20、通番21、通番23、通番25、通番27及び通番30について

当該部分は、特定事業場の印影であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番22について

当該部分は、特定事業場が作成した資料に係る作成要領に記載された内容であるが、一般的な記述であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

### (2) その余の部分について

#### ア 法14条2号該当性について

##### (ア) 通番1について

当該部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、関係者の職氏名が記載されており、かつ、被聴取者には○印が記載されている。

関係者の職氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4，通番6，通番8，通番10，通番12，通番14（署名部分を除く。）通番17（責任者欄部分），通番22（署名部分を除く。）及び通番24（署名部分を除く。）について

a 当該部分のうち、聴取書及び事業場提出資料に記載された審査請求人以外の個人の氏名、署名、印影、住所、職業、生年月日及び電話番号については、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分である、通番17，通番22及び通番24の特定個人を表す記号については、法14条2号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、これを開示すると、職場の関係者等にとって、個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番14（署名部分），通番17（署名部分），通番19，通番22（署名部分），通番24（署名部分），通番26及び通番28について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、

特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番17（上記（イ）及び（ウ）を除く部分）について

当該部分は、特定個人の作業従事記録に記載された審査請求人以外の第三者の氏名及び出勤時間であり、行ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、個人の氏名は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分である出勤時間に関する情報は、通常他人に知られたくない情報であり、これを開示すると、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番2、通番5、通番7、通番9、通番11及び通番13は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

通番3、通番15、通番20、通番29及び通番31は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の資料及び当該資料の標題であり、審査請求人が知り得るものではないこと

から、これらを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、静岡労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、静岡労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

## 別表

| 1<br>文<br>書<br>番<br>号 | 2 対象文書<br>名  | 3<br>通<br>番 | 4 処分庁が「不開示を<br>維持する部分」として<br>いる部分                                   | 5 不開示情報<br>(法14条該<br>当号) |         |                       | 6 開示すべき<br>部分 |
|-----------------------|--|-------------|---|--------------------------|---------|-----------------------|---------------|
|                       |  |             |   | 2<br>号                   | 3号<br>イ | 7<br>号<br>柱<br>書<br>き |               |
| 3                     | 脳血管疾患<br>及び虚血性<br>心疾患等<br>(負傷に起<br>因するもの<br>を除く。)<br>の業務起因<br>性判断のため<br>の調査復<br>命書 | 1           | ① 9頁「事業場(所属<br>部署)内における被災<br>労働者の位置づけ」欄<br>3行目ないし6行目,<br>9行目ないし15行目 | ○                        |         |                       |               |
|                       |  | 2           | ② 6頁不開示部分   | ○                        |         | ○                     |               |
| 5                     | 資料一覧   |             | ① 2頁不開示部分   | ○                        | ○       | ○                     |               |
|                       |  | 3           | ② 3頁項番49に係る<br>資料名  | ○                        | ○       | ○                     |               |
| 3<br>1                | 聴取書①<br>(資料N<br>o. 26)   | 4           | ① 1頁住所, 職業, 氏<br>名, 生年月日の数字部<br>分, 8頁13行目署名<br>及び印影                 | ○                        |         |                       |               |
|                       |  | 5           | ② 1頁9行目ないし8<br>頁12行目(ただし項<br>番を除く。)                                 | ○                        |         | ○                     |               |
| 3<br>2                | 電話照会等<br>記録票(資<br>料No. 2<br>7)   | 6           | ① 1頁相手方所属欄不<br>開示部分, 電話欄不開<br>示部分                                   | ○                        |         |                       |               |
|                       |  | 7           | ② 1頁照会内容等欄不<br>開示部分   | ○                        |         | ○                     |               |
| 3<br>3                | 聴取書②<br>(資料N<br>o. 28)   | 8           | ① 1頁住所, 職業, 氏<br>名, 生年月日の数字部<br>分, 3頁3行目署名及                         | ○                        |         |                       |               |

|        |                                  |        |   |   |   |   |  |
|--------|----------------------------------|--------|---|---|---|---|--|
|        |                                  |        | び印影   |   |   |   |  |
|        |                                  | 9      | ② 1 頁 9 行目ないし 3 頁 2 行目（ただし項番を除く。）   | ○ |   | ○ |  |
| 3<br>4 | 聴取書③<br>（資料 N<br>o. 29）          | 1<br>0 | ① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，9 頁 6 行目署名及び印影  | ○ |   |   |  |
|        |                                  | 1<br>1 | ② 1 頁 9 行目ないし 9 頁 5 行目（ただし項番を除く。）   | ○ |   | ○ |  |
| 3<br>5 | 聴取書④<br>（資料 N<br>o. 30）          | 1<br>2 | ① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，10 頁 9 行目署名及び印影   | ○ |   |   |  |
|        |                                  | 1<br>3 | ② 1 頁 9 行目ないし 10 頁 8 行目（ただし項番を除く。）  | ○ |   | ○ |  |
| 3<br>9 | 事業場提出<br>資料①（資<br>料 N o. 3<br>4） | 1<br>4 | ① 1 頁ないし 8 頁代表取締役署名，3 頁不開示部分，5 頁 2 行目 6 文字目，7 文字目，6 行目 17 文字目ないし 21 文字目，23 文字目，24 文字目及び 27 文字目ないし 34 文字目，6 頁不開示部分，7 頁 20 行目 40 文字目ないし 42 文字目，8 頁不開示部分 | ○ |   |   | 3 頁 3 行目 30 文字目及び 31 文字目，5 頁 6 行目 23 文字目，24 文字目及び 27 文字目ないし 34 文字目，6 頁 37 行目 1 文字目ないし 18 文字目 |
|        |                                  | 1<br>5 | ② 4 頁 40 行目 1 文字目ないし 26 文字目   | ○ | ○ | ○ |  |
|        |                                  | 1<br>6 | ③ 1 頁ないし 11 頁代表取締役印影  |   | ○ |   | 全て   |
| 4<br>4 | 事業場提出<br>資料②（資<br>料 N o. 3       | 1<br>7 | ① 1 頁代表取締役署名，2 頁ないし 7 頁表中不開示部分（昼作業  | ○ |   |   |  |

|        |                                  |        |  |   |   |   |   |
|--------|----------------------------------|--------|--|---|---|---|---|
|        | 9)                               |        | の被災労働者から右に<br>8つ目の列及び夜作業<br>の被災労働者から右に<br>7つ目の列を除く。) |   |   |   |   |
|        |                                  | 1<br>8 | ② 1 頁ないし 7 頁代表<br>取締役印影                              |   | ○ |   | 全て  |
| 4<br>7 | 事業場提出<br>資料③ (資<br>料 No. 4<br>2) | 1<br>9 | ① 1 頁代表取締役署名   | ○ |   |   |   |
|        |                                  | 2<br>0 | ② 3 頁ないし 9 頁不開<br>示部分                                | ○ | ○ | ○ | 印影部分  |
|        |                                  | 2<br>1 | ③ 1 頁及び 2 頁代表取<br>締役印影                               |   | ○ |   | 全て  |
| 4<br>8 | 事業場提出<br>資料④ (資<br>料 No. 4<br>3) | 2<br>2 | ① 1 頁ないし 1 3 頁代<br>表取締役署名, 1 頁 7<br>行目及び 8 行目        | ○ |   |   | 1 頁 7 行目 4<br>文字目ないし<br>1 3 文字目及<br>び 2 8 文字目<br>ないし 8 行目 |
|        |                                  | 2<br>3 | ② 1 頁ないし 1 3 頁代<br>表取締役印影                            |   | ○ |   | 全て  |
| 4<br>9 | 事業場提出<br>資料⑤ (資<br>料 No. 4<br>4) | 2<br>4 | ① 1 頁ないし 1 2 頁代<br>表取締役署名及び表中<br>不開示部分               | ○ |   |   |   |
|        |                                  | 2<br>5 | ② 1 頁ないし 1 2 頁代<br>表取締役印影                            |   | ○ |   | 全て  |
| 5<br>1 | 事業場提出<br>資料⑥ (資<br>料 No. 4<br>6) | 2<br>6 | ① 1 頁ないし 2 頁代表<br>取締役署名                              | ○ |   |   |   |
|        |                                  | 2<br>7 | ② 1 頁ないし 2 頁代表<br>取締役印影                              |   | ○ |   | 全て  |
| 5<br>3 | 事業場提出<br>資料⑦ (資<br>料 No. 4<br>8) | 2<br>8 | ① 1 頁代表取締役署名   | ○ |   |   |   |
|        |                                  | 2<br>9 | ② 1 頁 2 行目, 2 頁な<br>いし 1 3 頁不開示部分                    | ○ | ○ | ○ |   |
|        |                                  | 3<br>0 | ③ 1 頁代表取締役印影   |   | ○ |   | 全て  |
| 5<br>4 | 事業場提出<br>資料⑧ (資<br>料 No. 4       | 3<br>1 | 1 頁ないし 1 2 頁不開<br>示部分                                | ○ | ○ | ○ |   |

|  |    |  |  |  |  |  |  |
|--|----|--|--|--|--|--|--|
|  | 9) |  |  |  |  |  |  |
|--|----|--|--|--|--|--|--|

注) 理由説明書・別表の文書番号 4 7 に誤植があり，当審査会事務局で訂正した。